

## 京都華頂大学動物実験委員会規程

### (目的)

第1条 この規程は、京都華頂大学動物実験規程第4条の規定により置かれる動物実験委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (任務)

第2条 委員会は、本大学学長の諮問等に応じて次の各号に掲げる事項を審議又は調査するとともに、これらの事項に関して本大学学長に対し助言又は報告するものとする。

- (1) 動物実験計画の内容に関する事
- (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事
- (3) 動物実験施設及び実験動物の飼養保管状況に関する事
- (4) 動物実験に関する教育訓練に関する事
- (5) 動物実験に関する自己点検・評価に関する事
- (6) その他、動物実験等の適正な実施のための必要事項に関する事

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 現代家政学部学部長
- (2) 現代家政学部現代家政学科の教授 1人
- (3) 現代家政学部食物栄養学科の教授 2人
- (4) 動物実験責任者 1人
- (5) 前号に掲げる者のほか、本大学学長が必要と認めた者若干名

2 前項第2号から第5号に掲げる委員は、本大学学長が選出する。

### (任期)

第4条 前条第1項の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、現代家政学部学部長をもって充てる。

2 委員長は、必要あると認めたとき委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (委員でない者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (事務)

第7条 委員会の事務は、教学部学務課において処理する。

### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会が別に定める。

### (規程の改廃)

第9条 この規程の改廃については、委員会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

